

自己評価の方法等について －基準ごとの分析－

法科大学院認証評価に関する自己評価担当者等に対する研修会

凡 例

- ： 学年進行中であるため「基準に係る状況」の記述が十分にできないと考えられる部分

第1章 教育目的

1-1 教育目的

基準1-1-1

各法科大学院においては、その創意をもって、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその应用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され、その上で厳格な成績評価及び修了認定が行われていること。

<分析の視点>

対象法科大学院の教育活動等が、法曹養成の基本理念を踏まえ実施されているか、確認してください。

理論的かつ実践的教育の体系的実施や厳格な成績評価及び修了認定については、後の基準で確認し、当該基準では評価基準全体を総括的に分析してください。体系的な実施については、教育課程における開講科目の内容や編成を中心に確認してください。

●修了認定の実施状況

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・教育上の理念・目的、養成しようとする法曹像等の明文化された冊子等の該当箇所（研究科概要，入学者選抜要項，ウェブサイト等の抜粋）
- ・開講科目一覧（別紙様式1）
- ・シラバスの授業計画，科目概要など授業内容を示した箇所

基準 1-1-2

各法科大学院の教育の理念、目的が明確に示されており、その内容が基準 1-1-1 に適合していること。各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施され、成果を上げていること。

解釈指針 1-1-2-1

各法科大学院の教育目的の達成度は、学生の学業成績及び在籍状況、並びに修了者の進路及び活動状況、その他必要な事項を総合勘案して判断するものとする。

＜分析の視点＞

各法科大学院の教育の理念、目的が明確に示されているか、その内容が基準 1-1-1 に適合しているか、法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施されているか、成果を上げているか、確認してください。

学業成績及び在籍状況については、後の基準の評価を踏まえつつ、総合的に分析してください。

「養成しようとする法曹像に適った教育が実施されているか」は、教育課程における展開・先端科目の構成と、それをどのように工夫し、うまくグループ分けされているかを確認してください。

この基準は、基準 1-1-1 と同様に、後の基準で詳細に確認を必要とする事項を含んでいますので、このような場合は、他の基準の分析状況を踏まえ、自己評価書を記述してください。機構における評価においても、別の基準での評価結果を考慮し、当該基準の評価を実施します。

達成度で注目が集まるのは、「司法試験の結果」であろうと思いますが、中央教育審議会答申や法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律に「司法試験という『点』のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた『プロセス』としての法曹養成制度」、「法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的な連携の確保」とあるように、機構では、法科大学院の教育は、新司法試験対策のみを行うものとなってはならないと考えています。法律基本科目以外の科目の履修が十分に確保されているか、授業の内容が過度に試験対策的なものになっていないか等について、他の基準で評価を行います。新司法試験の合格率については、全く考慮しないというわけではありませんが、合格率のみを重視するような評価とならないように配慮します。

●教育の成果（修了者の進路及び活動状況による教育目的の達成度）

●修了後の進路及び活動状況

＜根拠となる資料・データ等の例＞

- ・ 教育上の理念・目的、養成しようとする法曹像等の明文化された冊子等の該当箇所（研究科概要、入学者選抜要項、ウェブサイト等の抜粋）
- ・ 履修モデルなど、教育課程編成のコンセプトの明示された資料
- ・ 修了後の進路及び活動状況（司法試験その他関連する資格試験の受験・合格状況、修了生の就職先）が把握できる資料
- ・ 各種資格取得状況が把握できる資料
- ・ 進路先などの関係者に対するアンケートが実施されている場合、そのデータ等

第2章 教育内容

2-1 教育内容

基準2-1-1

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

解釈指針2-1-1-1

法科大学院の教育課程は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的教育機関として、学部での法学教育との関係を明確にした上で、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されていること。

<分析の視点>

法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう教育課程が編成されているか、他の基準の分析状況を踏まえて、総括的に確認してください。

「学部での法学教育との関係が明確に示されているか」は、基礎となる学部のカリキュラムのコース編成、法学既修者の認定方法等により分析してください。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・教育上の理念・目的，養成しようとする法曹像等の明文化された冊子等の該当箇所（研究科概要，入学者選抜要項，ウェブサイト等の抜粋）
- ・開講科目一覧（別紙様式1）
- ・シラバスの授業計画，科目概要など授業内容を示した箇所
- ・基礎となる学部のカリキュラム及びコース編成が把握できる資料

基準 2-1-2

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

解釈指針 2-1-2-1

法律基本科目は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法分野について、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本的な教育内容であること。

解釈指針 2-1-2-2

法律実務基礎科目は、実務の経験を有する教員が関与するなどして、法律基本科目などとの連携のもとに、法律実務に携わることへの導入を行うにふさわしい教育内容であること。

解釈指針 2-1-2-3

基礎法学・隣接科目は、社会に生起する様々な問題に関心をもたせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を拡げることにより寄与する科目であって、専門職大学院にふさわしい専門的な教育内容であること。

解釈指針 2-1-2-4

展開・先端科目は、社会の多様な新しい法的ニーズに応え、応用的先端的な法領域について基礎的な理解を得させるために、幅広くかつ高度の専門的教育を行うことによって、実務との融合をも図る教育内容であること。

解釈指針 2-1-2-5

実質的に法律基本科目にあたる授業科目が、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目、その他の授業科目として開設されていないこと。

＜分析の視点＞

授業科目の詳細（細部）について，基準及び解釈指針に掲げる授業科目が開設されているか確認してください。

機構の評価においては，シラバスの内容や訪問調査での授業視察等により，確認します。

＜根拠となる資料・データ等の例＞

- ・開講科目一覧（別紙様式1）
- ・シラバスの授業計画，科目概要など授業内容を示した箇所

基準 2-1-3

基準 2-1-2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、法科大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

解釈指針 2-1-3-1

基準 2-1-2 (1) に定める法律基本科目については、次に掲げる単位数の科目を必修科目として開設することを標準とする。標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8 単位増をもって必修総単位数の上限とする。

(1) 公法系科目（憲法又は行政法に関する分野の科目をいう。）

10 単位

(2) 民事系科目（民法、商法又は民事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

32 単位

(3) 刑事系科目（刑法又は刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

12 単位

解釈指針 2-1-3-2

(1) 法律実務基礎科目は、次に掲げる内容に相当する科目 6 単位が必修とされていること。

ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養するための教育内容（2 単位）

イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎（2 単位）

ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎（2 単位）

(2) 法曹としての責任感や倫理観を涵養するために、「法曹倫理」などとして独立の科目が開設されていることが望ましく、また、他の科目の授業においてもこのことに留意した教育が行われていること。

(3) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために科目を開設し、単位を認定することは要しない。

ア 法情報調査

（法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容）

イ 法文書作成

（契約書・遺言書又は法律意見書・調査報告書等の法的文書の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容）

(4) 法律実務基礎科目について、(1) に掲げる 6 単位のほか、平成 23 年度までに、次に例示する内容の科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する科目のうち、4 単位相当が必修又は選択必修とされていること。

ア 模擬裁判

(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身につけさせる教育内容)

イ ローヤリング

(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR(裁判外紛争処理)の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)

ウ クリニック

(弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)

エ エクスターンシップ

(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)

(5) 法律実務基礎科目については、(1)及び(3)に定める内容の科目並びに(4)に例示する内容の科目に加え、公法系の諸問題を含む訴訟実務に関する科目及び各法科大学院の目的に応じて専門的訴訟領域の実務に関する科目を開設することが望ましい。

解釈指針2-1-3-3

基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の科目が開設され、そのうち、4単位以上が選択必修とされていること。

解釈指針2-1-3-4

展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する科目が十分な数開設され、かつ、これらの科目のうち、12単位以上が必修又は選択必修とされていること。

<分析の視点>

4つの授業科目分類(法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目)のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているか、さらに詳細(細部)にわたって基準及び解釈指針に定められた要件を満たしているか、確認してください。

解釈指針2-1-3-1で、「標準とする」という表現が使用されていますが、「標準」とは、これを上回ることも下回ることもあり得ることを前提としています。法律基本科目については、解釈指針2-1-3-1で標準を定め、第4章の基準4-2-1(2)で最低限度の必要修得単位数を示すとともに、解釈指針2-1-3-1で上限を設定したものです。一方、法律実務基礎科目については、基準4-2-1(2)の最低限度の必要修得単位数と解釈指針2-1-3-2の単位数が一致しており、法律基本科目のような意味での「標準」ではなく、また、法律基本科目のような上限設定がない点でも解釈指針2-1-3-1とは趣旨が

異なります。

＜根拠となる資料・データ等の例＞

- ・開講科目一覧（別紙様式1）
- ・シラバスの授業計画，科目概要など授業内容を示した箇所
- ・授業時間割表

基準 2－1－4

各授業科目における、授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切であること。

<分析の視点>

授業時間の設定と単位数との設定について、設置基準で定められている単位制度の趣旨（教員が教室等で授業を行う時間及び学生が事前・事後に教室外における準備のための学習を行う時間の合計で、標準45時間の学修を要する教育内容をもって1単位とする。）が適切に設定されているか、確認してください。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・休講となった授業科目における補習等の措置が把握できる資料
- ・開講科目一覧（別紙様式1）
- ・シラバスの授業計画，科目概要など授業内容を示した箇所
- ・授業時間割表

第3章 教育方法

3-1 授業を行う学生数

基準3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

解釈指針3-1-1-1

法科大学院においては、すべての科目について、当該科目の性質及び教育課程上の位置付けにかんがみて、基準3-1-1に適合する数の学生に対して授業が行われていること。（なお、適切な授業方法については解釈指針3-2-1-3を参照。）

解釈指針3-1-1-2

基準3-1-1という「学生数」とは、実際に当該授業を履修する者全員の数を指し、次に掲げる者を含む。

- （1）当該科目を再履修している者。
- （2）当該科目の履修を認められている他専攻の学生、他研究科の学生（以下、合わせて「他専攻等の学生」という。）及び科目等履修生。

解釈指針3-1-1-3

他専攻等の学生又は科目等履修生による法科大学院の科目の履修は、当該科目の性質等に照らして適切な場合に限られていること。

<分析の視点>

同時に授業を受講している学生数が適切に維持されているか、確認してください。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・開講科目一覧（別紙様式1）
（クラス分けがなされ、クラス毎に開講されている科目については、開講クラス毎に学生数が分かる様に記入してください。）

基準３－１－２

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、５０人を標準とすること。

解釈指針３－１－２－１

法律基本科目について同時に授業を行う学生数が、原則として、８０人を超えていないこと。

８０人を超える場合は、超えるに至った事情及びそれを将来的に是正する措置が明らかにされているとともに、当該授業科目の授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件に照らして、双方向的又は多方向的な密度の高い教育を行うことが妨げられないための具体的な措置がとられていること。（解釈指針３－２－１－３を参照。）

<分析の視点>

法律基本科目について、規定された人数となっているか、確認してください。

基準３－１－２は、一般的な規定である基準３－１－１を受けて、法律基本科目について特に具体的な数値を示したものであり、それ以外の科目については、これと異なる人数が標準となることも十分考えられます。法律基本科目以外の科目については、授業の内容・方法等が科目により多様であり得ることから、具体的な標準人数をあげることは困難であると考えています。

８０人を超えないことを原則とするのは、入学実員が入学定員を上回ることがあり得ること、２年目以降は原級留置や科目再履修などの可能性があり、ある程度弾力性を持たせる必要があることを考慮したものですので、８０人までは無条件で基準を満たしていることを定めたものではありません。

ここでの「標準」は、法律基本科目の標準単位数とはやや異なり、５０人より少ない人数で行われるのはむしろ原則として望ましいのですが、極端に少ない場合は、参加者相互の双方向的・多方向的な議論ができるかどうかについても確認してください。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・開講科目一覧（別紙様式１）

（クラス分けがなされ、クラス毎に開講されている科目については、開講クラス毎に学生数が分かる様に記入してください。）

3－2 授業の方法

基準3－2－1

法科大学院における授業は、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分にあげられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

解釈指針3－2－1－1

「専門的な法知識」とは、当該授業科目において法曹として一般に必要と考えられる水準及び範囲の法知識をいうものとする。

解釈指針3－2－1－2

「批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力」とは、具体的事例や新たな事例に的確に対応することのできる能力をいうものとする。

解釈指針3－2－1－3

「授業科目の性質に応じた適切な方法」とは、各授業科目の目的を効果的に達成するため、少人数による双方向的又は多方向的な討論（教員と学生の間、又は学生相互の間において、質疑応答や討論が行われていることをいう。）、現地調査、事例研究その他の方法であって、適切な教材等を用いて行われるものをいうものとする。

法律基本科目については、とりわけ双方向的又は多方向的な討論を通じた授業が、確実に実施されていること。（解釈指針3－1－2－1を参照。）

解釈指針3－2－1－4

法律実務基礎科目については、次に掲げる事項が確保されていること。

- (1) クリニック及びエクスターンシップにおいては、参加学生による関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する適切な指導監督が行われていること。
- (2) エクスターンシップにおいては、法科大学院の教員が、研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて研修学生を適切に指導監督し、かつ単位認定等の成績評価に責任をもつ体制がとられていること。また、エクスターンシップによる単位認定を受ける学生は、研修先から報酬を受け取っていないこと。

解釈指針 3-2-1-5

学生が事前事後の学習を効果的に行うための適切な具体的措置としては、次に掲げるものが考えられる。

- (1) 授業時間割が学生の自習時間を十分に考慮したものであること。
- (2) 関係資料が配布され、予習事項等が事前に周知されていること。
- (3) 予習又は復習に関して、教員による適切な指示がなされていること。
- (4) 授業時間外の自習が可能となるよう、第10章の各基準に適合する自習室スペースや教材、データベース等の施設、設備及び図書が備えられていること。

解釈指針 3-2-1-6

集中講義を実施する場合には、授業時間外の学習に必要な時間が確保されるように配慮されていること。

<分析の視点>

授業科目の性質に応じた適切な授業方法がとられているか、授業の計画などが学生にあらかじめ周知されているか、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられているか、確認してください。

ここでいう成績評価の基準と方法は、各科目について、どのような要素（筆記試験、レポート、口頭発表等）をどのように評価するかという問題であり、後の基準4-1-1（1）に規定されている成績評価基準は、例えばAからEまでの5段階評価について、どのような基準でその分布を定めているか、相対評価なのか絶対評価なのか等に関するものを想定しています。

また、ここでいう授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていることとは、各授業科目において授業時間学習と時間外学習との連携が適切に図られているかという問題であり、後の基準7-1-1に規定されている履修指導の体制が十分にとられていることとは、カリキュラム全体に関する履修指導体制に関するものを想定しています。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・開講科目一覧（別紙様式1）
- ・シラバスの授業計画、科目概要など授業内容を示した箇所
- ・授業時間割表
- ・予習・復習のために配布した資料等
- ・エクスターンシップが実施されている場合、実施要項・受入先・実施状況等が把握できる資料

3-3 履修科目登録単位数の上限

基準3-3-1

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。
在学の最終年次においては、44単位が上限とされていること。

解釈指針3-3-1-1

法科大学院の授業においては、授業時間外の事前事後の学習時間が十分に確保される必要があることから、各年次（最終年次を除く。）における履修登録可能な単位数の上限は36単位とすることを原則とし、これを超える単位数が設定されている場合には、その理由が明らかにされていること。

解釈指針3-3-1-2

法科大学院における最終年次については、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等の点を考慮し、履修登録可能な単位数の上限を44単位まで増加させることができる。
これを超える単位数の設定はすることができない。

解釈指針3-3-1-3

解釈指針3-3-1-1で定める履修登録可能な単位数は、原級留置となった場合の再履修科目単位数及び基準4-2-1（1）アにしたがって履修の認められる授業科目単位数を含む。ただし、進級が認められた場合の再履修科目単位については、4単位を限度として、履修登録可能な単位数に算入しないものとするができる。

解釈指針3-3-1-2で定める履修登録可能な単位数は、再履修科目単位数及び基準4-2-1（1）アにしたがって履修の認められる授業科目単位数を含む。

解釈指針3-3-1-4

研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、3年を超える標準修業年限を定める場合は、基準3-3-1及び解釈指針3-3-1-1において「36単位」とあるのは、「36を当該標準修業年限数で除した数に3を乗じて算出される数の単位」と、基準3-3-1及び解釈指針3-3-1-2において「44単位」とあるのは、「44を当該標準修業年限数で除した数に3を乗じて算出される数の単位」と読み替えるものとする。

＜分析の視点＞

各年次における履修科目登録可能な単位数及び履修科目登録状況を確認してください。

履修科目登録単位数の上限設定に再履修科目を含めている趣旨は、当該上限設定が過剰な科目履修を防止することにあることから、再履修科目についても、あらためて十分な予習・復習が必要と考えられることから、再履修科目を含めることが適当と考えることによります。

最終年次とは、標準修了年限からすると3年次が原則であると考えられますが、既修者2年次についてもこの場合に当たることを明確にし、また、進級制（履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度）により原級留置となった場合の年次に関する疑問を避ける等の理由から、最終年次としています。

＜根拠となる資料・データ等の例＞

- ・履修科目登録に関する規則等
- ・履修科目登録の状況の把握できる資料

第4章 成績評価及び修了認定

4-1 成績評価

基準4-1-1

学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- （1）成績評価の基準が設定され、かつ学生に周知されていること。
- （2）当該成績評価基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- （3）成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- （4）期末試験を実施する場合は、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

解釈指針4-1-1-1

基準4-1-1（1）における成績評価の基準として、科目の性質上不適合な場合を除き、成績のランク分け、各ランクの分布の在り方についての方針の設定、成績評価における考慮要素があらかじめ明確に示されていること。

解釈指針4-1-1-2

基準4-1-1（2）における措置として、例えば次のものが考えられる。

- （1）成績評価について説明を希望する学生に対して説明する機会が設けられていること。
- （2）筆記試験採点の際の匿名性が適切に確保されていること。
- （3）科目間や担当者間の採点分布に関するデータが関係教員の間で共有されていること。

解釈指針4-1-1-3

基準4-1-1（3）にいう「必要な関連情報」とは、筆記試験を行った場合については、当該試験における成績評価の基準及び成績分布に関するデータを指す。

解釈指針4-1-1-4

基準4-1-1（4）にいう「適切な配慮」とは、筆記試験において合格点に達しなかった者に対して行われる試験（いわゆる再試験）についても厳正な成績評価が行われていること、及び当該学期の授業につき、一定のやむを得ない事情により筆記試験を受験することができなかった者に対して行われる試験（いわゆる追試験）について受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されていることなどを指す。

＜分析の視点＞

成績評価について、適切な基準が設定されているか、その基準が学生に周知されているか、設定された基準に沿って客観的に成績評価が行われているか、確認してください。

解釈指針4-1-1-1において、成績のランク分け、各ランクの分布の在り方等、成績評価における考慮要素の明確化が求められていますが、これは、あらかじめ成績評価の考慮要素を明らかにするよう求めているものであり、絶対評価方式を採用することを否定したものではありません。絶対評価方式を採用する場合については、科目間において、また教員間において、絶対評価の尺度が共有されているという点が重要であると考えられます。

解釈指針4-1-1-2の筆記試験採点の際の匿名性について、成績評価にあたっては、広い意味で平常点（レポートなどを含めて）が重要な要素であると思われませんが、多くの法科大学院において通常の授業については、筆記試験の占める割合が高いと推測されます。成績評価者の恣意等を避けるためにも、匿名性は重要な要素であると考えています。他方、小規模の法科大学院においてはあまり意味がない場合も考えられます。そこで、解釈指針4-1-1-2は、「措置として、例えば次のものが考えられる」として、匿名性確保が例示であることを示しています。匿名性を確保する方法としては、学生には答案用紙に学生番号・氏名をともに記載させ、採点者に交付する時点で、学生番号・氏名欄を見せないようにする工夫等があげられます。

成績評価方法の解釈指針で、筆記試験しか触れていませんが、これは成績評価方法については、クラスの規模や授業の性質などの相違を考慮する必要があるため、筆記試験以外の諸要素に関し一律の基準を作成することは疑問があったためです。なお、プロセスとしての教育の重要性は当然であり、それらは教育手法における討論の重視などにおいても考慮されています。

＜根拠となる資料・データ等の例＞

- ・成績のランク分け、各ランクの分布の在り方についての方針の設定、成績評価における考慮要素の明確化等が明示された規則等
- ・実際の成績評価の分布状況が把握できる資料
- ・定められた成績評価基準を明示している規則等
- ・シラバスの成績評価内容を示した箇所
- ・各種試験（期末試験、再試験、追試験等）の実施要領、実施状況が把握できる資料

基準 4－1－2

学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院における単位を認定する場合は、当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

<分析の視点>

他の機関における履修結果をもとに単位認定する場合について、当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないか、厳正で客観的な成績評価が確保されているか、確認してください。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・他の機関における履修による単位認定に関して定めた規則
- ・他の機関において修得した授業科目の内容が把握できる資料等

基準4－1－3

一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下、「進級制」という。）が原則として採用されていること。

解釈指針4－1－3－1

進級制を採用するに当たっては、対象学年、進級要件（進級に必要な修得単位数及び成績内容）、原級留置の場合の取扱い（再履修を要する科目の範囲）などが、各法科大学院において決定され、学生に周知されていること。

解釈指針4－1－3－2

進級制を採用しない場合には、その理由が明らかにされていること。

<分析の視点>

基準4－1－3における進級制（履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度）については、単に進級制を採用しているだけではなく、厳格な成績評価及び修了認定の実効性を担保し、段階的履修を可能とする仕組みとしての進級制が採用されているかどうかについて確認してください。

また、解釈指針4－1－3－1において、対象学年、進級要件（進級に必要な修得単位数及び成績内容）、原級留置の場合の取扱いなどが、各法科大学院において決定され、学生に周知されていることと規定していますが、これは単に進級制の内容が決定・周知されていることのみで足りるものではなく、基準4－1－3で求める進級制の趣旨に適合するものかどうかについても確認してください。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・対象学年、進級要件（進級に必要な修得単位数及び成績内容）、原級留置の場合の取扱い（再履修を要する科目の範囲）など、進級制に関して定めた規則

4-2 修了認定及びその要件

基準4-2-1

法科大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下、「法学既修者」という。)に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位(アのなお書きにより30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

- (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア	公法系科目	8単位
イ	民事系科目	24単位
ウ	刑事系科目	10単位
エ	法律実務基礎科目	6単位
オ	基礎法学・隣接科目	4単位
カ	展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を，修了要件単位数の3分の1以上修得していること。(基準2-1-3参照。)

解釈指針4-2-1-1

修了の認定に必要な修得単位数は，102単位を上限とすること。

解釈指針4-2-1-2

基準4-2-1 (3)にいう法律基本科目は，授業科目の名称を問わず，実質的な内容が法律基本科目にあたるものを含む。

<分析の視点>

修了要件が基準に定められた要件に適合しているか，確認してください。

●修了認定の実施状況

<根拠となる資料・データ等の例>

・修了に必要な修得単位数など，修了要件，修了認定に関して定めた規則

4－3 法学既修者の認定

基準4－3－1

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法が用いられていること。

解釈指針4－3－1－1

「法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法」とは、基準4－2－1

（1）ウの趣旨に照らし当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有するか否かを判定するために適切な方法であって、法科大学院の入学選抜における「公平性」、「開放性」、「多様性」の確保の要請に適合するものであること。

解釈指針4－3－1－2

法律科目試験を実施する場合においては、当該法科大学院と同じ大学出身の受験者との間で、出題及び採点において、公平を保つことができるような措置がとられていること。

解釈指針4－3－1－3

当該法科大学院が法学既修者として認定した者について、法律科目試験に含まれない科目の単位を修得したものとみなす場合には、解釈指針4－3－1－1に照らして、適正な判定方法であることが明らかにされていること。

解釈指針4－3－1－4

学生が入学する法科大学院以外の機関が実施する法律科目試験の結果を考慮して、法学既修者としての認定を行う場合、解釈指針4－3－1－1に照らして、適正な方法であることが明らかにされていること。

解釈指針4－3－1－5

当該法科大学院が法学既修者として認定した者について認められる在学期間の短縮が、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっていること。

＜分析の視点＞

法学既修者として認定するに当たって、適切な方法による判定が行われているか、確認してください。

解釈指針4－3－1－2で「公平を保つことができるような措置」とありますが、具体例としては、ある法科大学院の入学試験において、同じ大学の法学部で比較的最近出題された問題と類似の問題を出題しないことや、試験の出題者の個性を強く反映したり、出題者の学部授業を履修していた者のみが有利とならないような問題を出題しない等が考えられます。

＜根拠となる資料・データ等の例＞

- ・法学既修者の認定に関して定めた規則
- ・法律科目試験の問題及び学生の解答
- ・入学後に振り分け試験を実施している場合、その内部試験各科目の出題内容、合格者の試験成績等

第5章 教育内容等の改善措置

5－1 教育内容等の改善措置

基準5－1－1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

解釈指針5－1－1－1

「教育の内容及び方法の改善」とは、いかなるトピックがどのような観点からどの程度の質と量において教育課程の中で取り上げられるべきか等（教育内容）、及び学生に対する発問や応答、資料配付、板書、発声の仕方等（教育方法）についての改善をいうものとする。

解釈指針5－1－1－2

「組織的かつ継続的に行われていること」とは、改善すべき項目及びその方法に関する方針を決定し、改善に関する情報を管理し、改善のための諸措置の実施を担当する組織が、法科大学院内に設置されていることをいうものとする。

解釈指針5－1－1－3

「研修及び研究」の内容として、例えば次に掲げるものが考えられる。

- （１）授業及び教材等に対する学生、教員相互、又は外部者による評価を行い、その結果を検討する実証的方法。
- （２）教育方法に関する専門家、又は教育経験豊かな同僚教員による講演会や研修会の開催等の啓蒙的方法。
- （３）外国大学や研究所等における情報・成果の蓄積・利用等の調査的方法。

<分析の視点>

法科大学院における教育等の質の向上を図るためには、組織的なマネジメントサイクルが適切に機能していることが重要であり、教育内容等の改善を図るための研修や研究を実施し、その成果を適切に改善措置に結びつけていく必要があると考えます。

このため、基準5－1－1は、「教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること」とし、その趣旨を踏まえ、解釈指針5－1－1－2においては、「改善のための諸措置の実施を担当する組織が、法科大学院内に設置されていること」としており、単に研修及び研究を実施していることのみではなく、その成果を改善措置に適切に反映されるようにしているかどうかを含めて確認してください。

＜根拠となる資料・データ等の例＞

- ・ ファカルティ・ディベロップメントに関する委員会や講演会等に関する資料（議事録，配付資料，参加状況等）
- ・ 委員会組織の関係図等，役割と責任が把握できる資料
- ・ 改善のために設置された組織に関して定められた規則
- ・ 授業評価アンケートを行っている場合，そのデータ等

基準 5－1－2

法科大学院における実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。

解釈指針 5－1－2－1

実務家として十分な経験を有する教員であって、教育上の経験に不足すると認められる者については、これを補うための教育研修の機会を得ること、また、大学の学部や大学院において十分な教育経験を有する教員であって、実務上の知見に不足すると認められる者については、担当する科目に関連する実務上の知見を補完する機会を得ることが、それぞれ確保されているよう、法科大学院において適切な措置をとるよう努めていること。

＜分析の視点＞

実務家教員における教育上の経験の確保、研究者教員における実務上の知見の確保のための措置がなされるよう努めているか、確認してください。

＜根拠となる資料・データ等の例＞

- ・教育研修等に関して定められた規則
- ・教育研修等の実施状況、参加状況が把握できる資料等
- ・教育研修等で使用した資料等

第6章 入学者選抜等

6－1 入学者受入

基準6－1－1

公平性，開放性，多様性の確保を前提としつつ，各法科大学院の教育の理念及び目的に照らして，各法科大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し，公表していること。

解釈指針6－1－1－1

法科大学院には，入学者の適性及び能力等の評価，その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制がとられていること。

解釈指針6－1－1－2

入学志願者に対して，当該法科大学院の理念及び教育目的，設置の趣旨，アドミッション・ポリシー，入学者選抜の方法，並びに基準9－3－2に定める事項について，事前に周知するように努めていること。

<分析の視点>

当該法科大学院の理念及び教育目的，設置の趣旨，アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）が明確に設定され，公表されているか，確認してください。

また，設定されたアドミッション・ポリシーの内容について，「公平性」，「開放性」，「多様性」の確保に合致しているかについても確認してください。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・入学者選抜業務に関する体制（実施体制）等に関して定められた規則
- ・アドミッション・ポリシー本文（入学者選抜要項等の刊行物やウェブサイトなど，公表されている資料の抜粋）
- ・公表・周知の状況が把握できる資料（刊行物の配布先・配布数・ウェブサイトの利用状況等）
- ・アドミッション・ポリシー策定時の会議資料や議事録等

基準6－1－2

入学者選抜が各法科大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること。

＜分析の視点＞

入学者選抜に当たり，設定されたアドミッション・ポリシーに基づいて適切な方法で選抜が実施され，機能しているか，確認してください。

＜根拠となる資料・データ等の例＞

- ・入学者選抜要項
- ・入学試験問題及び学生の解答
- ・入学者選抜に関する会議資料，議事録等
- ・学生数の状況（別紙様式2）

基準6－1－3

法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

解釈指針6－1－3－1

入学者選抜において、当該法科大学院を設置している大学の主として法学を履修する学科又は課程等に在学、又は卒業した者（以下、「自校出身者」という。）について優先枠を設ける等の優遇措置を講じていないこと。入学者に占める自校出身者の割合が著しく多い場合には、それが不当な措置によるものでないことが説明されていること。

解釈指針6－1－3－2

入学者への法科大学院に対する寄附等の募集開始時期は入学後とし、それ以前にあっては募集の予告にとどめていること。

<分析の視点>

入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されているか、確認してください。具体的には自校出身者についての優遇措置の有無、さらには、特定の大学の出身者とその他の者とを区別していないか等について確認してください。

解釈指針6－1－3－1で「著しく多い」とありますが、具体的な数値を示すことは困難と考えています。機構の評価においては、法科大学院の規模、入学志願者の動向等を考慮して、判断することとしています。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・入学者選抜要項
- ・学生数の状況（別紙様式2）
- ・寄附に関して定めた規則、実際の募集状況が把握できる資料等

基準6－1－4

入学者選抜に当たっては，法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

解釈指針6－1－4－1

入学者選抜に当たっては，適性試験を用いて，法科大学院における履修の前提として要求される判断力，思考力，分析力，表現力等が，適確かつ客観的に評価されていること。

<分析の視点>

入学者選抜において，適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されているか，確認してください。

具体的には，適性試験，その他の入学試験の成績，学部等における学業成績，学業以外の活動実績等を総合的に考慮して，公平に合否を判定する方法が採用されているか等について確認してください。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・入学者選抜要項
- ・入学試験問題及び学生の解答
- ・入学者選抜の審査基準に関して定めた規則
- ・入学者選抜に関する会議資料，議事録等

基準6－1－5

入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

解釈指針6－1－5－1

大学等の在学者については、入学者選抜において、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績が、適切に評価できるよう考慮されていることが望ましい。

解釈指針6－1－5－2

社会人等については、入学者選抜において、多様な実務経験及び社会経験を適切に評価できるよう考慮されていることが望ましい。

解釈指針6－1－5－3

入学者選抜に当たって、入学者のうちに法学を履修する課程以外の課程を履修した者、又は実務等の経験を有する者の占める割合が3割以上となるよう努めていること。

解釈指針6－1－5－4

入学者のうちに法学を履修する課程以外の課程を履修した者、又は実務等の経験を有する者の占める割合が2割に満たない場合には、当該法科大学院における入学者の選抜の実施状況を公表するとともに、満たさなかった理由が示され、改善の措置が講じられていること。

<分析の視点>

多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めているか、入学志願者の動向等に照らして、法学関係の学部出身でない者、実務等の経験を有する者から一定割合（両方で3割）以上を選抜するために必要な措置が講じられているか、確認してください。

解釈指針6－1－5－2で「社会人等」とありますが、基準や解釈指針の中では具体的な定義をしておりません。各法科大学院でどのように考えているか自己評価書に明示した上で、その状況を記述してください。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・入学者選抜要項
- ・入学者選抜の審査基準に関して定めた規則
- ・学生数の状況（別紙様式2）
- ・どのような多様な知識又は経験を有する者が入学したか、把握できる資料
- ・当該法科大学院における社会人及び他学部出身者の定義を明示した資料

6－2 収容定員と在籍者数

基準6－2－1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないよう配慮されていること。

解釈指針6－2－1－1

基準6－2－1に規定する「収容定員」とは、入学定員の3倍の数をいう。また同基準に規定する在籍者には、原級留置者及び休学者を含む。

解釈指針6－2－1－2

在籍者数が収容定員を上回った場合には、かかる状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

<分析の視点>

在籍者数が収容定員を上回る状況が恒常的なものとならないよう配慮されているか、確認してください。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・ 学生数の状況（別紙様式2）
- ・ 原級留置者数、休学者数が把握できる資料
- ・ 法科大学院の運営に関する委員会の議事録等

基準6－2－2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

解釈指針6－2－2－1

在籍者数等を考慮しつつ、入学定員の見直しが適宜行われていること。

＜分析の視点＞

入学者が入学定員と乖離しないよう努めているか、乖離が認められた場合、是正する具体的な取組がなされているか、確認してください。

＜根拠となる資料・データ等の例＞

- ・ 学生数の状況（別紙様式2）
- ・ 入学者選抜に関する会議資料，議事録等

第7章 学生の支援体制

7-1 学習支援

基準7-1-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各法科大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。

解釈指針7-1-1-1

入学者に対して、法科大学院における教育の導入ガイダンスが適切に行われていること。

解釈指針7-1-1-2

法学未修者に対しては、法律基本科目（1年次科目）の学修が適切に行われるように、履修指導において、特段の配慮がなされていること。

解釈指針7-1-1-3

法学既修者に対しては、各法科大学院における法学既修者の認定の方法に応じて、理論教育と実務教育との架橋を図るために適切な履修指導が行われていること。

解釈指針7-1-1-4

履修指導においては、各法科大学院が掲げる教育理念及び目的に照らして適切なガイダンスが実施されていること。

<分析の視点>

ガイダンスなどの履修指導の体制が十分にとられているか、教育課程上の成果を上げるため、適切な履修指導が行われているか、確認してください。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・説明会、ガイダンス等の履修指導の実施状況が把握できる資料
- ・説明会、ガイダンス等で配布された資料、担当者及び対象者の参加状況が把握できる資料

基準 7-1-2

各法科大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。

解釈指針 7-1-2-1

オフィスアワーが設定されている場合には、それを有効に活用できるよう、学生に対して各教員のオフィスアワーの日時又は面談の予約の方法等が周知されていること。

解釈指針 7-1-2-2

学習相談、助言体制を有効に機能させるための施設や環境の整備に努めていること。

<分析の視点>

学習相談、助言等の学習支援体制が整備されているか、確認してください。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・学習相談、助言体制に関して定められた規則
- ・オフィスアワーが設定されている場合、シラバス等その内容の明示された資料や周知状況の把握できる資料（刊行物、プリント、ウェブサイトの該当箇所等）
- ・学生の利用状況や具体的事例が把握できる資料
- ・学習相談のために整備された施設等に関する資料
- ・学生の意見を汲み上げる制度が把握できる資料

基準 7-1-3

各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

<分析の視点>

教育補助者による学習支援体制の整備に努めているか、確認してください。

ここでいう「教育補助者」とは、ティーチング・アシスタントなどがあげられます。各法科大学院で名称は異なると考えられますので、「教育補助者」という語句を使用しています。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・学習支援体制に関して定められた規則
- ・実際の学習支援状況が把握できる資料

7-2 生活支援等

基準7-2-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

解釈指針7-2-1-1

各法科大学院は、多様な措置(各法科大学院における奨学基金の設定、卒業生等の募金による基金の設定、他の団体等が給付又は貸与する奨学金への応募の紹介等)によって学生が奨学金制度等を利用できるように努めていること。

解釈指針7-2-1-2

学生の健康相談、生活相談、各種ハラスメントの相談等のために、保健センター、学生相談室を設置するなど必要な相談助言体制の整備に努めていること。

<分析の視点>

学生の経済的支援や修学、学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めているか、確認してください。

具体的には、各法科大学院における奨学基金の設定、卒業生等の募金による基金の設定、他の団体等が給付又は貸与する奨学金の紹介等の措置を通じて学生が奨学金制度を利用できるような制度を設けているか、学生の健康相談、生活相談、各種ハラスメントの相談等のために必要な制度を設けているか、担当者や相談窓口等を置いているか等について、確認してください。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・奨学金や教育ローンなどの募集要項、規則、利用実績が把握できる資料
- ・相談・助言、支援体制の整備状況、利用実績、具体的相談・助言事例が把握できる資料
- ・各種ハラスメント等に対応するための委員会の規則、ガイドライン
- ・保健センター、学生相談室等の概要

7-3 障害を持つ学生に対する支援

基準7-3-1

身体に障害を持つ者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障害を持つ学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

解釈指針7-3-1-1

身体に障害を持つ者に対しても、等しく受験の機会を確保し、障害の種類や程度に応じた特別措置や組織的対応を工夫することに努めていること。

解釈指針7-3-1-2

身体に障害を持つ学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充足に努めていること。

解釈指針7-3-1-3

身体に障害を持つ学生に対しては、修学上の支援、実験・実習・実技上の特別措置を認めるなど、相当な配慮に努めていること。

<分析の視点>

身体に障害を持つ者に対する配慮（受験、施設・設備、支援体制など）がなされるよう努められているか、確認してください。

具体的には、身体に障害を持つ者に対しても、等しく受験の機会を確保し、障害の種類や程度に応じた特別措置や組織的対応を工夫しているか、修学のために必要な基本的施設及び設備の整備充足に努めているか、修学上の支援、実験・実習・実技上の特別措置を認めるなど、相当な配慮をしているか等について、確認してください。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・ 障害を持つ学生に対して整備された施設及び設備の状況が把握できる資料
- ・ 障害を持つ学生に対して行っている特別措置が把握できる資料
- ・ 支援体制（ノートテイク等）の配備状況が把握できる資料
- ・ 障害を持つ学生に対する具体的な予算措置等の状況が把握できる資料

7-4 職業支援（キャリア支援）

基準7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

解釈指針7-4-1-1

学生がそれぞれの目指す進路の選択ができるように、その規模及び教育目的に照らして、適切な相談窓口を設置するなど、支援に努めていること。

<分析の視点>

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて主体的に進路を選択できるように、必要な指導・助言等に努めているか、確認してください。

また、解釈指針7-4-1-1においては、学生がそれぞれの目指す進路の選択ができるように、必要な学生支援策の例示として、「適切な相談窓口を設置するなど、支援に努めていること」としていますが、単に相談窓口を設置していることのみで足りるものではなく、基準7-4-1で求める趣旨に適合しているかどうかを含めて確認してください。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・進路選択について学生に配慮していることが把握できる資料
- ・相談窓口を設置している場合、窓口の概要、相談員の体制、学生の利用状況等が把握できる資料
- ・職業支援（キャリア支援）に関する委員会、センターの概要、組織図
- ・説明会、進路指導等の実施状況が把握できる資料

第8章 教員組織

8-1 教員の資格と評価

基準8-1-1

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

解釈指針8-1-1-1

教員の最近5年間における教育上又は研究上の業績等、各教員が、その担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有することを示す資料が、自己点検及び自己評価の結果の公表等を通じて開示されていること。

<分析の視点>

基準8-1-1では、法科大学院の規模に応じ、教育上必要な教員が置かれているか、確認してください。

この基準は、基準1-1-1などと同様に、後の基準で詳細に確認を必要とする事項を含んでいますので、他の基準の分析状況を踏まえ、自己評価書を記述してください。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・教員一覧（別紙様式3）

基準 8-1-2

基準 8-1-1 に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

解釈指針 8-1-2-1

教員の最近 5 年間における教育上又は研究上の業績等、各教員が、その担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有することを示す資料が、自己点検及び自己評価の結果の公表等を通じて開示されていること。

解釈指針 8-1-2-2

基準 8-1-2 に規定する専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動も自己点検及び自己評価の結果の公表等を通じて開示されていることが望ましい。

解釈指針 8-1-2-3

基準 8-1-2 に規定する専任教員は、大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 13 条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 9 条に規定する教員の数に算入することができない。

解釈指針 8-1-2-4

基準 8-1-2 に規定する専任教員は、平成 25 年度までの間、解釈指針 8-1-2-3 の規定にかかわらず、同基準に規定する教員の数の 3 分の 1 を超えない範囲で、大学設置基準第 13 条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準第 9 条に規定する教員の数に算入することができるものとする。ただし、大学院設置基準第 9 条に規定する教員のうち博士課程の後期の課程を担当する教員の数には、基準 8-1-2 に規定する専任教員の数のすべてを算入することができる。

<分析の視点>

基準に掲げられた専任教員が置かれているか、教員の最近 5 年間の業績等が、自己点検及び自己評価の結果の公表等を通じて開示されているか、確認してください。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・教員の情報開示に関する資料（自己点検及び自己評価の結果が掲載された刊行物、ウェブサイト等）
- ・教員一覧（別紙様式 3）

基準 8－1－3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

<分析の視点>

教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されているか、確認してください。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・教員の採用及び昇任に関する規則

8－2 専任教員の配置と構成

基準8－2－1

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

解釈指針8－2－1－1

基準8－2－1の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員は、専門職学位課程たる法科大学院について1専攻に限り専任教員として取り扱われていること。

解釈指針8－2－1－2

基準8－2－1の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数の半数以上は、原則として教授であること。

解釈指針8－2－1－3

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員が置かれていること。

解釈指針8－2－1－4

入学定員101～199人の法科大学院については、法律基本科目のうち民法に関する分野を含む少なくとも3科目について複数の専任教員を置いていること。入学定員200人以上の法科大学院については、法律基本科目のうち、公法系4名、刑事法系4名、民法に関する分野4名、商法に関する分野2名、民事訴訟法に関する分野2名以上の専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

解釈指針8－2－1－5

各法科大学院は、その教育の理念及び目的を実現するために必要と認められる場合には、基準8－2－1に定める数を超えて、専任教員を適切に配置するよう努めることが望ましい。

＜分析の視点＞

専任教員の配置と構成を確認してください。

法律基本科目を担当する教員については、単に「専任教員」ではなく、「当該科目を適切に指導できる専任教員」としていますので留意してください。

＜根拠となる資料・データ等の例＞

- ・教員一覧（別紙様式3）
- ・授業科目別専任教員数一覧（別紙様式4）

基準 8－2－2

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

解釈指針 8－2－2－1

基礎法学・隣接科目，展開・先端科目について，法科大学院の理念や教育目的に応じた専任教員が置かれていること。

解釈指針 8－2－2－2

専任教員の年齢構成に著しい偏りがないように努めていること。

<分析の視点>

専任教員の科目別配置，年齢等のバランスが適正であるか，確認してください。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・教員一覧（別紙様式 3）
- ・授業科目別専任教員数一覧（別紙様式 4）

8－3 実務経験と高度な実務能力を有する教員

基準8－3－1

基準8－2－1に規定する専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

解釈指針8－3－1－1

基準8－3－1で規定する実務家教員は、その実務経験との関連が認められる科目を担当していること。

解釈指針8－3－1－2

基準8－3－1に規定するおおむね2割の専任教員の数に3分の2を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内については、専任教員以外の者を充てることができる。その場合には、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担う者であること。

<分析の視点>

定められた数以上の専任教員が、実務経験、高度の実務の能力を有する者であるか、確認してください。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・教員一覧（別紙様式3）

基準 8-3-2

基準 8-3-1 に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも 3 分の 2 は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

<分析の視点>

定められた数以上の専任教員が、法曹としての実務の経験を有するものであるか、確認してください。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・教員一覧（別紙様式 3）

8－4 専任教員の担当科目の比率

基準8－4－1

各法科大学院における教育上主要と認められる科目については、原則として、専任教員が配置されていること。

解釈指針8－4－1－1

基準8－4－1に掲げる科目のうち必修科目については、その授業のおおむね7割以上が、専任教員によって担当されていること。

<分析の視点>

各法科大学院における教育上主要と認められる科目について、専任教員が配置されているか、確認してください。

「教育上主要と認められる科目」としては、法科大学院教育のコアとなる科目や各法科大学院においてカリキュラムの特色として掲げる科目などがあげられます。

なお、解釈指針8－4－1－1では、「教育上主要と認められる科目」のうち必修科目については、その科目が細分化され、あるいは同時に複数開講されることがあることを考慮し、そのすべての授業が専任教員によって担当されていることを要求するものではありませんが、おおむね7割以上は専任教員が授業の担当者となっていることを求めています。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・開講科目一覧（別紙様式1）

8－5 教員の教育研究環境

基準8－5－1

法科大学院の教員の授業負担は、各年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

解釈指針8－5－1－1

各専任教員の授業負担は、他専攻、他研究科及び学部等（他大学の非常勤を含む。）を通じて、多くとも年間30単位以下であることとし、年間20単位以下にとどめられていることが望ましい。

<分析の視点>

法科大学院の教員の授業負担が適正な範囲内にとどめられているか、確認してください。

法科大学院の教育の質を維持し、双方向的又は多方向的授業を真摯に熱意を持って取り組むには、教員の授業負担に限界があることから、学生の履修に上限を設けた規定と同様に、授業負担にも上限を設ける必要があります。年間20単位以下にとどめられていることが望ましいと考えていますが、解釈指針8－5－1－1の授業負担30単位については、法科大学院が開設間もない状況であり、専任教員としての資格を認められる教員数に一定の制約があるほか、授業負担が法科大学院に限定されていないという現状を考慮したものです。この単位数は、当該大学の他の研究科、学部の授業負担のみならず、他大学における非常勤講師の負担も含むものとし、教員一人当たりの授業負担が過大なものにならないよう配慮したものです。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・教員一覧（別紙様式3）

基準 8－5－2

法科大学院の専任教員には，その教育上，研究上及び管理運営上の業績に応じて，数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

<分析の視点>

基準 8－5－2 の設定の趣旨として，具体的に，サバティカルの問題を掲げることに意味があると考えています。大学の事情によって実現の可能性には差があると思われますので，基準 8－5－2 も「努めていること」とするにとどめています。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・専任教員の処遇に関して定められた規則等

基準 8－5－3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

<分析の視点>

適切な資質及び能力を有する適正な職員が置かれているか、確認してください。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・ 職員の配置等が把握できる資料

第9章 管理運営等

9-1 管理運営の独自性

基準9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組みを有していること。

解釈指針9-1-1-1

法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下、「法科大学院の運営に関する会議」という。）が置かれていること。

法科大学院の運営に関する会議は、当該法科大学院の専任教授により構成されていること。

ただし、当該法科大学院の運営に関する会議の定めるところにより、助教授その他の職員を加えることができる。

解釈指針9-1-1-2

専任の長が置かれていること。

解釈指針9-1-1-3

法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事その他運営に関する重要事項については、法科大学院の運営に関する会議における審議が尊重されていること。

解釈指針9-1-1-4

平成15年文部科学省告示第53号第2条第2項により法科大学院の専任教員とみなされる者については、法科大学院の教育課程の編成等に関して責任を担うことができるよう配慮されていること。

<分析の視点>

教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組みを有しているか、確認してください。

法科大学院の運営においては、カリキュラムや人事等で法科大学院として一定の独自性をもった運営ができるようにすることが重要と考えます。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・教員一覧（別紙様式3）
- ・組織規則

基準 9－1－2

法科大学院の管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

解釈指針 9－1－2－1

法科大学院の管理運営のための事務体制及び職員の配置は、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切なものであること。

解釈指針 9－1－2－2

法科大学院の管理運営を適切に行うために、職員の能力の向上を図るよう努めていること。

<分析の視点>

設置形態、規模等に応じた適切な事務体制が整備されているか、職員が適切に配置されているか、確認してください。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・事務組織図
- ・スタッフ・ディベロップメントに関する研修会の実施状況等が把握できる資料
- ・管理運営組織の業務内容、人員配置状況が把握できる資料

基準 9-1-3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

解釈指針 9-1-3-1

法科大学院の設置者が、法科大学院における教育活動等を適切に実施するために十分な経費を負担していること。

解釈指針 9-1-3-2

法科大学院の設置者が、法科大学院において生じる収入又は法科大学院の運営のために提供された資金等について、法科大学院の教育活動等の維持及び向上を図るために使用することができるよう配慮していること。

解釈指針 9-1-3-3

法科大学院の設置者が、法科大学院の運営に係る財政上の事項について、法科大学院の意見を聴取する適切な機会を設けていること。

＜分析の視点＞

当該法科大学院が十分な財政的基盤を有しているか、法科大学院の設置者が法科大学院の意見を聴取する適切な機会を設けているか、確認してください。

＜根拠となる資料・データ等の例＞

- ・ 予算・決算に関する資料等

9－2 自己点検及び評価

基準9－2－1

法科大学院の教育水準の維持向上を図り，当該法科大学院の目的及び社会的使命を達成するため，当該法科大学院における教育活動等の状況について，自ら点検及び評価を行い，その結果を公表していること。

<分析の視点>

自己点検及び評価を行い，その結果を公表しているか，確認してください。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・ 自己点検及び評価に関して定められた規則
- ・ 自己点検及び評価の活動状況が把握できる資料
- ・ 自己点検及び評価書
- ・ 自己点検及び評価結果の掲載された刊行物，ウェブサイト

基準 9-2-2

自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

解釈指針 9-2-2-1

法科大学院には、教育活動等に関する自己点検及び評価を行う独自の組織が設置されていることが望ましい。

<分析の視点>

適切な項目で自己点検及び評価を行っているか、自己点検及び評価の実施体制が整えられているか、確認してください。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・ 自己点検及び評価に関して定められた規則
- ・ 自己点検及び評価の実施体制が把握できる資料
- ・ 自己点検及び評価書

基準 9－2－3

自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するために、適当な体制が整えられていること。

解釈指針 9－2－3－1

自己点検及び評価においては、当該法科大学院における教育活動等を改善するための目標を設定し、かかる目標を実現するための方法及び取組の状況等について示されていることが望ましい。

<分析の視点>

自己点検及び評価の結果を教育活動等の改善に活用するための適当な体制が整えられているか、確認してください。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・ 自己点検及び評価に対する各種委員会等の体制が把握できる資料

基準 9－2－4

自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

解釈指針 9－2－4－1

法科大学院の自己点検及び評価に対する検証を行う者については、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含んでいること。

＜分析の視点＞

自己点検及び評価の結果について、外部者による検証を受けるよう努めているか、確認してください。

＜根拠となる資料・データ等の例＞

- ・ 自己点検及び評価の検証に関する資料

9－3 情報の公表

基準9－3－1

法科大学院における教育活動等の状況について，印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等，広く社会に周知を図ることができる方法によって，積極的に情報が提供されていること。

<分析の視点>

教育活動等の状況について，積極的に情報提供がなされているか，確認してください。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・教育活動等の状況を掲載した刊行物，ウェブサイト

基準 9-3-2

法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。

解釈指針 9-3-2-1

教育活動等に関する重要事項を記載した文書には、次に掲げる事項が記載されていること。

- (1) 設置者
- (2) 教育上の基本組織
- (3) 教員組織
- (4) 収容定員及び在籍者数
- (5) 入学者選抜
- (6) 標準修了年限
- (7) 教育課程及び教育方法
- (8) 成績評価及び課程の修了
- (9) 学費及び奨学金等の学生支援制度
- (10) 修了者の進路及び活動状況

<分析の視点>

機構としては、法科大学院が当該法科大学院の教育活動等の状況について、積極的に情報を提供することが必要であると考えています。とりわけ、幾つかの事項についての情報提供の重要性を考慮し、基準 9-3-2 によって、法科大学院の教育活動等に関する重要事項については、文書により、毎年度、公表していることを求めています。この趣旨から、各法科大学院の重要事項の公表は、当該法科大学院開設年度から行われることを想定しています。

ただし、初回の評価においては、法科大学院側の公表に係る体制の整備状況等を考慮し、必ずしも開設初年度から公表がなされていない場合であったとしても、そのことだけをもって基準を満たしていないとするのではなく、実際の評価の時点で、それまでの過去の状況等を総合的に判断して、適切に公表されているといえるかどうかを評価するものと考えています。

●修了者の進路及び活動状況に関する公表

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・教育活動等に関する重要事項を記載した文書等

9－4 情報の保管

基準9－4－1

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

解釈指針9－4－1－1

「評価の基礎となる情報」には、基準9－2－1に規定する自己点検及び評価に関する文書並びに基準9－3－2に規定する公表に係る文書を含む。

解釈指針9－4－1－2

評価の際に用いた情報については、評価を受けた年から5年間保管されていること。

解釈指針9－4－1－3

「適切な方法での保管」とは、評価機関の求めに応じて、すみやかに提出できる状態で保管することをいう。

<分析の視点>

評価の基礎となる情報が適切な方法で保管されているか、確認してください。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・保管されている情報の種類及び保管方法が把握できる資料

第 10 章 施設，設備及び図書館等

10－1 施設の整備

基準 10－1－1

法科大学院には，その規模に応じ，教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な十分な種類，規模，質及び数の教室，演習室，実習室，自習室，図書館，教員室，事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は，当面の教育計画に対応するとともに，その後の発展の可能性にも配慮されていること。

解釈指針 10－1－1－1

教室，演習室及び実習室は，当該法科大学院において提供されるすべての授業を支障なく，効果的に実施することができるだけの規模，質及び数が備えられていること。

解釈指針 10－1－1－2

教員室は，少なくとも各常勤専任教員につき 1 室が備えられていること，非常勤教員については，勤務時間に応じて，授業等の準備を十分かつ適切に行うことができるだけのスペースが確保されていることが望ましい。

解釈指針 10－1－1－3

教員が学生と面談することのできる十分なスペースが確保されていること。

解釈指針 10－1－1－4

すべての事務職員が十分かつ適切に職務を行えるだけのスペースが確保されていることが望ましい。

解釈指針 10－1－1－5

学生の自習室については，学生が基準 10－3－1 で規定する図書館に備えられた図書資料を有効に活用して学習することを可能とするよう，その配置及び使用方法等において，図書館との有機的連携が確保されていることが望ましい。

自習室は，学生総数に対して，十分なスペースと利用時間が確保されるよう努めていること。

解釈指針 10－1－1－6

法科大学院の図書館等を含む各施設は，当該法科大学院の専用であるか，又は，法科大学院が管理に参画し，その教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる状況にあること。

<分析の視点>

法科大学院の規模に応じた必要な施設が備えられているか, 確認してください。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・法科大学院管理の施設の概要・見取り図等
- ・施設の整備計画・利用計画が把握できる資料

10-2 設備及び機器の整備

基準10-2-1

法科大学院の各施設には，教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で，かつ技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

<分析の視点>

教育活動等が効果的に実施できる設備及び機器を備えているか，確認してください。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・施設に備えられた設備・機器リスト等

10-3 図書館の整備

基準10-3-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること。

解釈指針10-3-1-1

法科大学院の図書館は、当該法科大学院の専用であるか、又は、法科大学院が管理に参画し、その教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる状況にあること。

解釈指針10-3-1-2

法科大学院の図書館には、その規模に応じ、専門的能力を備えた職員が適切に配置されていること。

解釈指針10-3-1-3

図書館の職員は、司書の資格及び法情報調査に関する基本的素養を備えていることが望ましい。

解釈指針10-3-1-4

法科大学院の図書館には、その法科大学院の規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習のために必要な図書及び資料が適切に備えられていること。

解釈指針10-3-1-5

法科大学院の図書館の所蔵する図書及び資料については、その適切な管理及び維持に努めていること。

解釈指針10-3-1-6

法科大学院の図書館には、図書及び資料を活用して、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援するために必要な体制が整えられていること。

解釈指針10-3-1-7

法科大学院の図書館には、その法科大学院の規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習が十分な効果をあげるために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

<分析の視点>

法科大学院の規模に応じ必要な図書施設が備えられているか、確認してください。

<根拠となる資料・データ等の例>

- ・ 図書館案内、 図書館に携わる職員に関する資料
- ・ 図書及び資料に関するデータ、 図書館の設備・機器リスト